

政 策 要 望

相模原市自治会連合会は、単位自治会や地区自治会連合会等と協力して、地域の安全・安心のまちづくり等に向けて、活動しております。

相模原市自治会連合会において、豊かなまちづくりを目指し、自分たちのまちは自分たちでという主体的な意識のもと、要望として取りまとめました。

各要望事項について、その意図するところをしっかりと受け止めていただき、今後の市政において具体的に反映していただくようお願い申し上げます。

1. 地域活性化事業交付金の財源を利用した新たな補助制度の創設

地域活性化事業交付金は、これまで地域課題を解決するために多くの事業に活用されてきたが、年々交付額が減少してきている。

この制度は、1団体3回まで交付を受けることができるが、地域で活動する団体の多くは寄付金や協賛金を集めることができず、自立し事業を継続するのは困難な状況である。

本来であれば、自治会などの地域が出資や寄付を行い、応援し育てていくものであることは承知しているが、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい始めてから、地域や地域住民の疲弊は顕著になってきており、地域が応援できる状況にはないのが現状である。

また、この制度は市内統一の制度であるため、区ごとのニーズの違いに対応できていない。

このことから、地域住民のニーズに合わせた新たな補助制度の創設と、地域活性化事業交付金の制度の変更を行い、2つの補助制度を活用しコロナ禍で落ち込んだ地域の活性化に寄与できるよう早急に対応すべきと考える。

については、市と地域がパートナーとして地域を活性化できるよう、次の3点を要望する。

- (1) 地域活性化事業交付金の財源を活用し、区のニーズに合わせた新たな補助制度を創設すること。
- (2) 地域活性化事業交付金を多くの団体が簡易な手続きで交付を受けられるよう制度変更の検討を行うこと。

- (3) 地域活性化事業交付金の活用事例だけでなく、企業協力や地域からの寄付など、自立を可能とした方法などの紹介を行い、新たな担い手が育ち継続していくための情報提供等を行うこと。

2. 人口減少進行地域における移住促進策の強化

相模原市では転入者が転出者を上回る転入超過が全国 10 位である反面、特に緑区の中山間地域においては高齢化率が高くなっており人口の減少も一層進んでいる。

そのような状況の中で、将来を見据え地域の活性化を図るためには移住政策の構築が必要不可欠であると考えます。

現在では、自然豊かな環境でのリモートによる新しい働き方や新たな生活スタイルを望む人も増えている。相模原市の中山間地域はキャンプや川遊びなどのアウトドア、サイクリング、石老山・嵐山・陣馬山のハイキングや、農業人口の高齢化により耕作されていない田畑を利用した新規農業や家庭菜園の楽しみなど、都会とは違う自然を生かした豊かな生活を送ることも可能である。

地域の活性化を図るため、移住希望者のニーズも踏まえ、移住政策を建設的かつ具体的に進めていくことが必要であることから、次の 2 点を要望する。

- (1) 現在空き家バンクが設置されているが、具体的活用が不十分であるため、空き家や住宅建設可能な宅地情報の収集、空き家バンクの活用等を担う、移住促進専門の担当部署を設置すること。
- (2) 収集した情報を、専用のホームページなど広く広報するシステムを作り、移住希望者と家主・地主や業者との橋渡しをする仕組みを整備すること。

3. 空き家・ゴミ屋敷が地域にもたらす被害の解決

空き家やゴミ屋敷はどの地域にも存在し、その対応に近隣住民や自治会は苦慮しており、これらがもたらす地域への被害は非常に大きくなっている。

これまで、居住者が施設入居などで空き家になる場合は、可能な限り本人や親族の連絡先を聞き、植木が倒れたなどの住居に異変が起きた場合には、自治会から連絡し対応をお願いするなど、可能な限り対応を行ってきた。

しかしながら、所有者不明の住居、ゴミ屋敷や管理不全空き家に対し全く対応しない所有者への働きかけは自治会だけでは非常に困難である。

また、このような住居は、ネズミ、ゴキブリ、ハクビシン、アライグマ、ノラネコの恰好な棲み家となり、近隣への被害を拡大している。

さらに、放置された住居は迷惑施設となるだけでなく、老朽化によるブロック塀や建物の倒壊の危険性が高まり、地震・台風などの災害時には、被害の拡大に繋がってしまう状況である。

今後は、高齢化がさらに進み、空き家等が増えることが容易に想定できることから、自治会と市が協働で行っている地域の美化や、安全・安心のまちづくり推進などを阻んでいる、こうした課題を解決するために次の4点を要望する。

- (1) 地方自治体が空き家問題に対応しやすくなるような法改正を国に求めること。
- (2) 市のホームページに空き家の事象ごとに対応する部署が分かる一覧の掲載や、各担当課の対応履歴等の情報共有システムを構築し、併せて、空き家、ゴミ屋敷、害獣被害による資産価値の下落に対する窓口の創設と各課題に対する窓口の一本化による市民サービスの向上を図る組織体制の構築を行うこと。
また、空き家所有者への既存制度の周知を図るとともに、空き家にする事でのデメリットを伝えるなど、市の広報紙やポスター等を利用して空き家を増加させないための啓発活動を行うこと。
- (3) 害獣認定の範囲の拡充と処分できない獣等の引き取り対応等のシステムを構築し、地域課題に寄り添った新たな捕獲方法の検討や状況に応じた捕獲方法の選択肢の拡充を行うこと。

- (4) 建物・ブロック塀等の老朽化に伴う2次被害への対応策を検討するとともに、管理が著しく悪い空き家については、管理不全空き家として通常の対応とは違う空き家に指定し、所有者への勧告回数の増加及び地域被害の状況を伝えるなど改善に向けた対策の強化を行い、最終的には強制執行も行うこと。

4. ごみ置場の設置・管理体制の強化

市のごみ収集はステーション方式が採用され、ごみ置場は排出者側で確保し、管理することになっているが、ごみ置場の多くは自治会が設置し、当番制による清掃、補修、ごみ出しルールの啓発等により、適正な管理に努めている。

しかし、新たなごみ置場は用地の確保が難しい一方、既存のごみ置場は粗大ごみの不法投棄、収集日以外のごみ出し、分別の不実施、事業系ごみの混入等が一向になくならず、ごみの散乱などで環境衛生上も問題になっている。

また、ごみ置場は自治会の会員以外の住民も利用しており、自治会の加入率が5割を下回っている現状を踏まえれば、もはや自治会だけの責任で適正に管理していくことは難しいのが実状である。

そのため、市もごみ置場の設置・管理について一定の責任を持ち、市と自治会が協働して対応していく必要があると考えており、次の5点を要望する。

- (1) 市もごみ置場の設置・管理について一定の責任を持ち、市と自治会が協働して対応していくことを「一般廃棄物処理基本計画」の中に明記すること。
- (2) 自治会未加入の住民に対して、ごみ出しルール等の啓発を強化すること。
- (3) ごみ収納容器購入費やごみ置場補修費の助成制度を創設すること。
- (4) 公園等市有地へのごみ置場設置許可について、「ごみの適正な処理体制の整備」という政策的な観点から配慮すること。
- (5) 自宅前やマンションで指定設置されたごみ置場ではごみが散乱していることは少ないが、複数の戸建住宅が共同で使用するゴミ置場ではゴミが散乱されたままであることが多く、車の通行にも支障を及ぼすことがある。そのため、マンションや資源ごみを除き、有料かつ段階的でも一般ごみの戸別収集を実現する方向で検討すること。

5. 消防団の課題解決に向けた取組の推進

近年の自然災害の多発等を受け、消防団への期待はますます高まっているが、団員の不足や、自治会加入率が減少している中での消防後援会費等の地域負担の在り方など、将来の存続が懸念される課題を抱えている。市には、こうした課題を真摯に受け止め、現場で活動している消防団員の声を大事にしながら、自治会とも連携して解決に向けた取組を進める責任があると考え。については、早期に改善が必要な次の4点を要望する。

- (1) 消防団からの報告を見ると、市の責任において配備すべき装備品や被服の購入、消防団詰所の修繕等に後援会費が充てられている事例が散見され、消防団員からは「市に要望等を上げても対応してもらえない」との声を聞くため、消防団員の要望が反映され、必要な予算措置ができる仕組みを構築すること。
- (2) 消防団活動に必要な被服について、貸与される活動服は1着だけで着替えがなく、防寒衣は団員間で受け継ぐことになっている。また、運営交付金も一人年額3,600円で、必要なものを揃えることは難しい状況である。棄損などへの対応も、団員への周知が徹底されておらずハードルが高くなっているため、団員が気持ち良く活動できるよう、消防団活動に必要な被服のあり方について見直しをすること。
- (3) 防災資機材等の装備品について、国の定める基準に基づき配備されているが、必要な装備品には地域差があり、市で配備された以上の装備品を、やむなく後援会費で購入している事例も多く見られるため、現場の消防団員の要請に応じた柔軟な整備計画を策定し、装備の充実を図ること。
- (4) 消防団の地域における役割が変わってきている中で、特に住戸の少ない地域では、団員の確保や後援会費の負担が大きな問題となっている。これまで通りの部隊編成の維持が困難な地域もあるため、市が主体となり、消防団の適正な配置等について、自治会や消防団と協議を進めること。

6. 避難所立ち上げの迅速化と安全の担保

地震発生時、避難所の開設にあたり、避難所運営協議会、市担当者、学校職員でマニュアルに基づき施設の安全確認を行うことになっているが、この確認を行う者は大多数が建築知識のない者であり、安全性の担保が難しい。

一方、市内には「応急危険度判定士」の資格を持ち、市に届出している建築士が多数いるが、市の委託を受けている応急危険度判定士は届出員の内の極一部であり、発災後に避難所へ派遣するにしても絶対数が足りない。

避難所開設の迅速化と発災後の避難所開設に関する安全性の向上を図るため、応急危険度判定士資格を持つ建築士と任意契約し、市内各避難所に割り当て、避難訓練へ参加していただくことを要望する。

7. 防犯カメラに係る補助制度の充実

防犯カメラは、設置を求める声が大変多く、現在、県との協調補助で行っている当該補助制度の、継続を要望する。また、既存の設置費補助の充実や維持管理費の補助制度の創設、補助金の前払いを含む、より簡便で柔軟な補助制度の運用を併せて要望する。

8. 新斎場の早期整備

(仮称)新斎場整備事業について、行財政構造改革プランの位置づけで「最終候補地青山においては検討・調査は実施する」との方針になっているが、市内の火葬需要への十分な対応ができるよう、既存の斎場の機能拡充のみならず、新斎場についても早期整備を要望する。